

新型コロナウイルスワクチン接種と同日に実施した 診療に係る費用等について

2021 年 6 月 17 日付で、厚労省より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 49）」が発出されました。今回は新型コロナウイルスワクチン接種と同日に診療を行った場合の取り扱い等について示されていますので、以下、主な内容をお知らせいたします。詳細は当該事務連絡をご確認ください。

医療機関で予防接種実施後の健康観察中に生じた症状に対して診療した場合

問) 2 月 16 日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

答) 初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

医療機関で予防接種と同日に、別の疾患に対して診療を行った場合

問) 2 月 16 日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種（予診及び健康状態の観察を含む。）の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

答) 算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

（出典）2021 年 6 月 17 日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬
上の臨時的な取扱いについて（その 49）」

佐賀県保険医協会

佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命ビル 4F

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>